

JIS

クレーンー逸走防止等の装置

JIS B 8828 : 2025

(JCA/JSA)

令和 7 年 8 月 25 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：令和 7.8.25

官 報 掲 載 日：令和 7.8.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本クレーン協会

(〒136-0082 東京都江東区新木場 1-11-7 TEL 03-5569-1911)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 設計上の要求事項	8
5 設計荷重の要求事項	10
6 保守及び点検	15
7 情報の提供	16
附属書 JA (参考) 逸走抵抗の算出方法	17
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本クレーン協会（JCA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8828-1:2013**、**JIS B 8828-4:2007** 及び **JIS B 8828-5:2013** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

クレーン—逸走防止等の装置

Cranes—Restraint devices against unintended movement caused by wind

序文

この規格は、2021年に第1版として発行されたISO 12210を基とし、対応国際規格には規定されていない用語及びその定義を追加するとともに、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、附属書JAは、対応国際規格にはない事項である。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

この規格の対応国際規格では、設計に関する要求事項の規定だけとしているが、この規格では、性能の規定及び近年導入されている装置の要求事項についても規定し、また、その性能及び仕様を維持するための保守及び点検についても規定している。

1 適用範囲

この規格は、作業中及び休止時のクレーン並びに作業中及び休止時のクレーンの部品を、風に対して、固定及び保持する逸走防止等の装置に関する要求事項、性能、保守及び点検について規定する。

注記1 この規格で用いる逸走防止等の装置とは、JIS B 0146-1で定義されるタワークレーン、ジブクレーン、天井走行クレーン及び橋形クレーンに備え付けられるアンカー、転倒防止装置、レールクランプ、レールブレーキ、従動輪ブレーキ、駆動輪ブレーキ、旋回ブレーキ、旋回固定装置及びジブのあおり防止ワイヤロープ等の装置をいう。

注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 12210:2021, Cranes—Anchoring devices for in-service and out-of-service conditions (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0146-1 クレーン—用語—第1部：一般

注記 対応国際規格における引用規格：ISO 4306-1, Cranes—Vocabulary—Part 1: General

JIS B 0146-3 クレーン用語—第3部：タワークレーン

JIS B 0146-5 クレーン用語—第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン

JIS B 8830 クレーン—風荷重の評価

注記1 対応国際規格における引用規格：ISO 4302, Cranes—Wind load assessment